

2. 1905 年国家基本法¹

2.1. 前史

2.1.1. 1802 年のスペランスキーの憲法草案

スペランスキー²『国家の根本法について』«О коренных законах государства»

国家の根本法、すなわち憲法に基づく「真の君主制」を主張し、国家と憲法を持つ近代国家（立憲君主制国家）を構想。



2.1.2. アレクサンドル 1 世³によるスペランスキーの登用

1806 年、アレクサンドル 1 世、スペランスキーを登用。

1808 年、アレクサンドル 1 世、スペランスキーに改革案の作成を命ずる。

1809 年、スペランスキー、『国家改造案（国法典序説）』«План государственного преобразования (введение к Уложению государственных законов)» をアレクサンドル 1 世に提出。

2.1.3. 1809 年『国家改造案』の概要

①中央、地方とも、立法、行政、司法の三権分立を原則とする。

②立法の中央機関として国会 Дума を開設する。国会の選挙権は財産資格によるものとし、郷 волость・郡 уезд・県 губерния・国 государство という 4 段階の間接選挙で議員を選挙する。

③行政・司法も郷・郡・県・国という 4 段階に組織され、行政の中央機関は省 Министёрство、司法の中央機関は選挙制の判事によって構成される元老院 Сенат とする。

④国家評議会 Государственный совет が国会・省・元老院の三権を統合する。国家評議会は、皇帝の任命する 35 名の議員（勅撰議員）と各省大臣からなる。

2.1.4. 1809 年の 2 勅令

4 月勅令、貴族の特権の一部廃止。

8 月勅令、文官試験の導入。

2.1.5. 1810 年 1 月 1 日詔勅による国家評議会の改組

1801 年 3 月、アレクサンドル 1 世、即位直後に国家評議会を設置。

1810 年 1 月 1 日詔勅により、国家評議会を改組。

スペランスキー『国家改造案』の部分的実現。



2.1.6. スペランスキーの失脚と復権

1812 年 3 月、スペランスキー解任。

1816 年 12 月、アレクサンドル 1 世、スペランスキーを名誉回復し、ペンザ県知事、シベリア総督に任命。

1825 年 12 月のデカブリストの反乱後、ニコライ 1 世、スペランスキーを法典編纂の責任者に任命。

1830 年、スペランスキー『ロシア帝国法律大全』«Полное собрание законов Российской империи» (45 巻) を刊行。

1833 年、スペランスキー『ロシア帝国法典』«Свод законов Российской империи» (15 巻)⁴ を刊行。

2.2. 国家基本法制定と国会開設までの経緯

絶対主義王制から立憲君主制への移行

¹ 参考文献として、加納格『ロシア帝国の民主化と国家統合』御茶の水書房、2001 年を参照。

² ミハイール・ミハイロヴィチ・スペランスキー (Михаил Михайлович Сперанский、1772 年 1 月 1(12)日～1839 年 2 月 11(23)日、日付はカッコ内が新暦。以下同様)。ロシアの政治家、法学者。ロシアにおける法学の父。

³ アレクサンドル 1 世 (Александр I、1777 年 12 月 12(23)日～1825 年 11 月 19 日(12 月 1 日))。

⁴ スペランスキーの死後も法典の加除編纂は継続され、最終的に全 16 巻となった。以下に示す国家基本法等を含む『ロシア帝国法典』全文は、電子版法令集のページ <http://civil.consultant.ru/code/> で見ることができる (2012/04/22 アクセス)。

1802 年のスペランスキー憲法草案の実現へ

1905 年 1 月 9(22)日 「血の日曜日事件」

8 月 6(19)日 ニコライ 2 世⁵、「国会創設に関する宣言」(Манифест об учреждении Государственной думы)、「国会法」(Закон об учреждении Государственной думы)、「国会選挙規程」(Положение о выборах в Думу)を公布。
国会を「法案審議機関」ないし諮問機関として位置付け→政治情勢緊迫化により再検討

10 月 17(30)日

「国家秩序の改善に関する宣言」(Манифест об усовершенствовании государственного порядка)を公布。

①民法典の導入、国会(Государственная дума)創設を宣言。

②公布されるすべての法律は国会において承認の手続きを経なければならない。

諮問機関から立法機関へと位置付けが変化

③信仰、言論、集会、結社の自由を下賜する。

政党の結成・合法化

立憲民主党(カデット/Конституционная демократическая партия/Кадёт)、ロシア社会民主労働党⁶(Российская социал-демократическая рабочая партия)、社会主義者ニ革命家党⁷(エスエル/Партия социалистов-революционеров/СР)、10 月 17 日同盟(Союз 17 октября/Октябристы)、進歩党(Прогрессивная партия)、急進党、自由思想党、通商産業同盟、法秩序党、君主立憲党、ロシア国民同盟、ミハイル・アルハンゲリ同盟など

④国民の広範な層を選挙に引き入れる。

⑤大臣会議(Совет министров)を常設機関とする。

11 月 大臣会議、選挙法案を審議。労働者特別代表制についての提案拒否。

12 月 2(15)日 モスクワ武装蜂起。

11(24)日 「国会選挙規程修正令」(Указ об изменении Положения о выборах в Думу)を公布。

「8 月規程」、11 月「大臣会議案」に比べ選挙人の範囲を著しく拡大。

「12 月規程」の詳細は、参考資料「ロシアの選挙制度」参照

1906 年 2 月 20 日

(3 月 5 日)

「国会創設令」(Указ об учреждении Государственной думы)、公布。

①国会の権限ニ法案の素案作成と審議、国家予算の承認、鉄道建設および株式会社設立についての諸問題の審議。

②国会の任期は 5 年。

③議員は選挙人に対する報告義務がない。

④元老院は議員を罷免することができる。

⑤法案発議権は、大臣、議員委員会(Коммиссия депутатов)、国家評議会(Государственный совет)が持つ。

新「国家評議会規程」(Положения о Государственном совете)、公布。

①国家評議会を改組、それを国会と同様の権利を持つ上院(верхняя палата)とする。

②国会で採択されたすべての法案はそのあと国家評議会に提出されなければならない



⁵ ニコライ 2 世(Николай II, 1868 年 5 月 6(18)日~1918 年 7 月 17 日)。

⁶ 1903 年の第 2 回党大会でボリシェヴィキ派 Большевикіとメニシェヴィキ派 Меньшевикіの二大派閥に分裂した。1906 年の第 1 国会の選挙には不参加(ボイコット)、第 2 国会では 65 議席を獲得。65 議席中、メニシェヴィキ 33 議席、ボリシェヴィキ 15 議席で、実際には、その名称(ボリシェヴィキは「多数派」、メニシェヴィキは「少数派」の意)とは逆に、メニシェヴィキが多数派であった。

⁷ 党名のロシア語からわかるとおり、高校世界史教科書等で「社会革命党」とされているが、誤訳。

ず、国家評議会が採択した場合にのみ皇帝の承認に委ねる。

③改組された国家評議会の半数は被選出評議員、残りの半数は「勅任」評議員。

④議長と副議長は毎年皇帝が任命。

⑤国家評議会の被選出評議員は聖職者、科学アカデミー、大学の代表者、地方自治会（*зёмское собрание*）の代表者、通商産業界の代表者によって構成（全 98 名）。それと同数の評議員を 4 等官以上の高級官僚（*санóбник*）のうちから毎年皇帝が任命。

4 月 23 日 新「国家基本法」（*Основны́е госуда́рственные зако́ны*）、公布。

（5 月 6 日） 参考：1889 年 2 月 11 日、大日本帝国憲法制定。

①2 院制議会制度を定めたが、皇帝に強大な権力を残した。

②大臣委員会（*Комитёт министров*）を廃し、その機能を、大臣会議と国家評議会に分けた。

国家基本法

- 第 4 条 最高専制権力は全ロシア皇帝に属する。
- 第 7 条 皇帝は、国会と国家評議会との統一において立法権を行使する。
- 第 8 条 すべての立法の対象に関する発議は皇帝に属する。国家基本法は皇帝の発議に関してのみ国家評議会および国会において再検討することができる。
- 第 9 条 皇帝は、法律を裁可する。皇帝の裁可なくしてはいかなる法律も効力を持たない。
- 第 10 条 皇帝は、全ロシア国家の領域内においてすべてにわたる統治権を持つ。
- 第 11 条 皇帝は、最高統治秩序において法律に従って国家統治の種々の分野の整備および運用のための勅令、ならびに法律の執行のために必要な勅命を公布する。
- 第 17 条 皇帝は、大臣会議議長、大臣および長官、ならびに法律によってその他の任命および罷免の手続が定められていないその他の公務員を、任命し罷免する。
- 第 86 条 いかなる新しい法律も国家評議会および国会の承認なくしては成立せず、皇帝の裁可なくしては発効しない。
- 第 87 条 国会の休会中、緊急事態により立法手続の審議を要する措置が必要となる場合、皇帝は、大臣会議の提案にしたがって、直接に措置をとることができる。しかし、この措置は、国家基本法、国家評議会および国会の設立、国家評議会および国会の選挙についての決定を修正することはできない。国会の再開後 2 ヶ月以内に、とられた措置に相当する法案がそれらの措置の個々の部分を管轄する大臣または長官によって国会に提出されなかった場合、または国会もしくは国家評議会がその草案を採択しなかった場合、その措置の効力は失われる。
- 第 123 条 大臣会議議長、大臣、長官は、皇帝に対して国家統治の全般的過程について責任を負う。

Основны́е госуда́рственные зако́ны

- Статья 4. Императору Всероссийскому принадлежит Верховная Самодержавная власть.
- Статья 7. Государь Император осуществляет законодательную власть в единении с Государственным Советом и Государственною Думою.
- Статья 8. Государю Императору принадлежит почин по всем предметам законодательства. Единственно по Его почину Основные Государственные Законы могут подлежать пересмотру в Государственном Совете и Государственной Думе.
- Статья 9. Государь Император утверждает законы и без Его утверждения никакой закон не может иметь своего совершения.
- Статья 10. Власть управления во всем её объёме принадлежит Государю Императору в пределах всего Государства Российского.
- Статья 11. Государь Император, в порядке верховного управления, издаёт, в соответствии с законами, указы для устройства и приведения в действие различных частей государственного управления, а равно повеления, необходимые для исполнения законов.
- Статья 17. Государь Император назначает и увольняет Председателя Совета Министров, Министров и Главноуправляющих отдельными частями, а также прочих должностных лиц, если для последних не установлено законом иного порядка назначения и увольнения.

- Статья 86. Никакой новый закон не может последовать без одобрения Государственного Совета и Государственной Думы и воспринять силу без утверждения Государя Императора.
- Статья 87. Во время прекращения занятий Государственной Думы, если чрезвычайные обстоятельства вызовут необходимость в такой мере, которая требует обсуждения в порядке законодательном, Совет Министров представляет о ней Государю Императору непосредственно. Мера эта не может, однако, вносить изменений ни в Основные Государственные Законы, ни в учреждения Государственного Совета или Государственной Думы, ни в постановления о выборах в Совет или в Думу. Действие такой меры прекращается, если подлежащим Министром или Главноуправляющим отдельною частью не будет внесён в Государственную Думу в течение первых двух месяцев после возобновления занятий Думы соответствующий принятой мере законопроект, или его не примут Государственная Дума или Государственный Совет.
- Статья 123. Председатель Совета Министров, Министры и Главноуправляющие отдельными частями ответственны перед Государём Императором за общий ход государственного управления. Каждый из них в отдельности ответствен за свои действия и распоряжения.

解説⁸

1905年10月17(30)日の宣言とそれに続く勅令は、国家基本法典に一定の修正を必要とした。ニコライ2世は、国家官房にしかるべき草案の準備を委嘱した。1906年2月末、その仕事が完了し、3月に新国家基本法案が大臣会議の審議に付され、皇帝の大権を維持する目的を持った一連の修正が行われた。その記録によれば、大臣会議はとくに、「その権限や最高権力との関係の性質についての危険で無益な論争」に議員たちを引き込むことのないよう、国家会議(国会)の召集までに新基本法案を皇帝が裁可しなければならぬと表明した。しかし、別のより重要な要因も存在した。皇帝による国家基本法の直接の裁可はロシア法制に対する皇帝の意志のゆるぎなきことを示すが、国会によるその承認はそれらの法律の法的性質を変えてしまうというのである。

国家官房と大臣会議によって準備された草案は、そのあと、ニコライ2世が議長を務める特別会議で審議された。その会議は1906年4月始めツァールスコエ・セローで開かれた。この会議でも国会の召集までに国家基本法が裁可されなければならぬことが再び強調された。

各条文ごとの審議に際しては皇帝の大権の維持に特別の注意が払われた。

国家基本法の裁可についての勅令は、1906年4月23日(5月6日)、つまり第1国会の活動の始まる4日前にニコライ2世によって署名された。そこでは、全ロシア皇帝の専制権力のゆるぎなきことが直接に述べられていた。しかし、その権力は不変ではなかった。今や皇帝は単独で立法権を行使できないのであった。それゆえ、皇帝は、「我々の発議によるのみ修正できる国家基本法の意義を持つ諸決定を一つにまとめ、我らに属する不可分の最高国家行政権力の領域と立法権とを正しく区分する諸規程によりそれらを補足すること」を命じてもいたのである。

皇帝によって裁可された国家基本法を考慮に入れて、国家基本法典は現在2編223条を数える。国家基本法と名付けられた第1編は11章からなる。第2編は5章からなる「皇室典範」である。

かくして国家基本法典は一定のかなり重要な修正がなされた。法典の第2編は事実上いかなる修正も施されなかった。唯一の新規定は125条で、「皇室典範」の修正および補足の手続きに関するものであった。

残念ながら、歴史書も法律書も、1906年4月23日(5月6日)にニコライ2世によって裁可された国家基本法と、1906年版のロシア帝国法典第1巻の一部である国家基本法典とをいつも厳密に区別してきたわけではない。それらの法的性格は同一ではない以上、区別することが必要である。前者は、ロシア専制の立法行為であり、後者はその権限を与えられた国家機関による法律の体系化の結果に過ぎないのである。

1906年4月23日(5月6日)の基本法は、封建的王制からブルジョア的王制への変化の重要な一歩であるが、矛盾に満ちた一歩であり、歴史書および法律書における評価は一樣ではない。ある研究者は専制の明白な譲歩ということを重視し、別の研究者はその譲歩は皇帝の数多くの揺るぎなき大権を残すためのものであったことを述べようとする。しかしいずれにせよ、1906年4月23日(5月6日)の国家基本法が立憲主義的な意義のある法規範であったという点では一致している。

⁸ この解説は、*Российское законодательство X-XV веков. В девяти томах. Законодательство эпохи буржуазно-демократических революций*. Том 9, М., Изд. «Юрид-лит», 1994, с. 42-43 を翻訳したものである。